

【平成17年度補助金事業の調査・市町村】

番号	自治体名	補助金制度の名称及び開始年度	補助制度の背景・目的	補助の対象となる団体	補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か)	総事業費 (千円)	補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数うちの採択団体数	スケジュール	審査方法及び審査結果の公表 項目(順位、点数)	情報公開 の方法	原資の調達(一般 財源か特定財源 (基金を設置して 実施している事 業))	成果報告会 の有無	確認検査の 有無、時期、 方法	事業の振り返 りの場の有 無、有の場合 は方法	評価	見直しの経緯	今後の課題及び見直しの 予定
31	八戸市	合併記念「まちづくりみんなの手で」市民提案事業補助金 (平成17年度単年度事業)	【背景】平成16年度まで実施してきた市民活動への奨励金制度(1団体10万円限度)などにより、市民活動が活発化する中、平成17年4月に「協働のまちづくり基本条例」が施行し、市民が主体となった協働のまちづくりの推進が本格的に進められた。 【目的】八戸市と旧南郷村の合併を記念して、協働のまちづくりを推進し、新市の一体感を醸成することが目的	①市民活動団体、ボランティア団体、NPO法人 ②子ども会、町内会、PTA等の地域活動団体 ③学校 ④協同組合 ⑤民間事業者	八戸市と南郷村の合併を記念し、 ①新市の一体感を醸成する事業 ②連帯感を高める事業 ③両地域の交流を図る事業 (事業費的) ・消耗品購入費、通信運搬費、印刷製本費、謝礼など事業に直接関係する費用。 ・ただし、飲食費、設備・機械等購入費、視察旅費、総事業費の10%を超える7人1泊賃金等件費は対象外。	2,000 (補助金額)	補助率10/10、民間事業者は1/2 補助金上限額…1団体100万円 採択団体数…9団体応募があったうち3団体 補助率の考え方…活動資金の確保が課題であるNPO等は、過去の奨励金制度にならない10/10補助とした。民間事業者については、自主事業に対する側面支援という考えから1/2とした。	募集期間: 4/1~5/30 書類審査: 6/11~6/24 公開プレゼン審査: 6月25日 交付決定: 7/1 実施期間: 4/1~3/31 額の確定: 3/31 事業報告会: 1/28「協働のまちづくり研修会」で実施。 (※各団体の申請事業の主要イベントが1/28までに終了していたため。)	書類審査及び外部審査委員を含む選考会 審査結果の公表については、交付団体の名称・事業名・事業概要のみ。 公開プレゼン審査の場でのみ、点数・順位の一覧表を掲示している。(問合せがあれば、教える。)	広報・Webサイト	一般財源	有	有 イベント実施時及び事業終了後 イベントは現地調査、事業終了後書類検査	無 なお、成果報告会の際に、協働のまちづくり研修会の講師から事業に対するコメントをいただいた。	以前実施していた、まちづくり70774721奨励金制度(H10~H16)は、1団体10万円限度の初動期支援を主目的としていた。 この制度の実施により、市民の提案をまちづくりに生かしていくことで、単なる市民活動の実施というだけではなく、市との協働の意識づくりにつながった。	合併記念事業としての単年度事業であり、見直しの経緯はない。 事業拡大支援コース(1団体50万円限度、補助率80%)の設定や基金の活用等を新たに盛り込んでいる。	
32	磐石町	磐石町ふるさと文化基金運用事業費補助金 平成3年度から	本町の文化・産業の一層の振興と発展を図るため、磐石町ふるさと文化基金を効果的に活用し、有能な人材を発掘、育成するとともに調査研究等の事業に対して補助金を交付する。	次に掲げる事業及び調査研究する個人及び団体①文化、芸術の保存・伝承及び振興のための事業、調査、研究②産業の振興のための事業、調査、研究③福祉、保健衛生の向上のための事業、調査、研究④教育の振興のための事業、調査、研究⑤観光の振興のための事業、調査、研究⑥自然保護、環境対策のための事業、調査、研究⑦まちづくりシンポジウム、講演会等の開催⑧コミュニティ活動への助成⑨その他委員会において必要と認めた事項	(事業費的) ①文化、芸術の保存・伝承及び振興のための事業、調査、研究②産業の振興のための事業、調査、研究③福祉、保健衛生の向上のための事業、調査、研究④教育の振興のための事業、調査、研究⑤観光の振興のための事業、調査、研究⑥自然保護、環境対策のための事業、調査、研究⑦まちづくりシンポジウム、講演会等の開催⑧コミュニティ活動への助成⑨その他委員会において必要と認めた事項	総事業費 3,570千円 補助金交付額 1,454千円	補助率: 1/2以内 補助金上限: 1団体500千円 毎年の補助金予算枠: 3,000千円	募集期間: 平成16年9月9日~10月29日 書類審査及びヒアリング: 平成16年12月27日 委員会審査(諮問・答申): 平成17年1月20日 補助金申請: 平成17年4月1日 交付決定: 平成17年5月16日 実施期間: 交付決定後~3月 実績報告: 事業完了後速やかに	書類審査及び外部審査委員を含む選考会	広報	特定財源(磐石町ふるさと文化基金)	特になし	有 事業終了後の確認検査	無	この事業はNPO法人に限ったものではなく、町内全てのまちづくり団体等が活用できるものであり、平成3年度から平成17年度まで88団体68,122千円の補助を行ってきた。3年を目途に各団体が自立して事業を展開することができた。	町財政を鑑み、積立金の426,000千円を財政調整基金及び公共施設等整備基金へ積み立てる。基金運用残額32,000千円は、補助対象事業、補助金額等の改善を図りながら基金事業として10年間継続する。	
33	仙台市	まちづくり活動助成事業 平成14年度から ※NPO担当課は制度主管課で、実施は各区役所担当課	【背景】市民との協働による地域におけるまちづくりを推進するため、市民が企画提案する公募方式の助成制度を創設した。 【目的】市民との協働による地域におけるまちづくりの推進	(1)区の区域内に活動拠点を有すること (2)構成員の概半数以上が区の区域内に住居を有する者、通勤する者又は通学する者で構成されていること (3)政治、宗教または営利を目的としないこと (4)法人の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと	(事業費的) 市民が自らの創意工夫により自主的・自発的に取り組むまちづくり事業で、次の各号のいずれかに該当する事業。 (1)地域の課題の解決を図るもの (2)地域コミュニティの活性化を図るもの (3)地域や区の特徴をいかし、その魅力を高めるもの (4)その他市長が適当と認めたもの	15,911千円	【種別A】 補助金上限…1団体50万円、採択団体数…57団体応募があったうち40団体 補助の条件…事業費をこの助成金のみで賄おうとするものでないこと	募集期間: 1月中旬~4月中旬 (区により異なる) プレゼン及び審査: 3月中旬~5月上旬(〃) 交付決定: 4月初旬~5月中旬(〃) 実施期間: 交付決定後~3月(〃) 額の確定: 事業終了後(〃) 成果報告会: 12月(中間)~4月(終了後)(〃)	書類及びプレゼンテーションにより外部評価委員が評価し、外部委員の評価をもとに市長が決定する。公表項目は団体の評価できる項目、改善すべき項目。	Webサイト、情報公開制度	一般財源	有	必要に応じて中間及び事業終了後に現地調査、書類検査	成果報告会に同	地域で活動する団体への補助制度として、一定の成果はあると考える。	区による応募状況の差、全市の活動への助成について	
34	いわき市	明日をひらく人づくり事業補助金 平成4年度から	【背景】市民が自発的にまちづくりに参加し、ともに連携協力しながら地域社会のなかで支え合うしくみづくりが必要とされている。 【目的】まちづくりを担う創造性豊かな人材を育成するための事業に対し支援する。	まちづくりを担う創造性豊かな人材を育成するための事業を実施する団体	(事業費的) 将来のまちづくりを担う青少年を育てるための研修、交流等に関する事業やまちづくりを担う人材を育てるための研修、交流等に関する事業に対し、その経費の一部を支援する。 (報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料等)	3,778 (平成17年度実績)	補助率: 補助対象経費の2分の1以内 補助金上限: 50万円 採択団体数: 11団体応募があったうち10団体	募集期間: ①事業実施年度の前年度の2月に募集(平成17年2月1日~平成17年2月28日) ②平成17年10月1日~平成18年3月31日に実施する事業については、平成17年8月1日~平成17年8月31日に募集(予算に残がある場合) 書類審査: ①平成17年3月中旬 ②平成17年9月中旬 認定審査会: ①平成17年3月下旬 ②平成17年9月下旬 交付決定: ①平成17年4月1日 ②平成17年9月30日 実施期間: 各々の事業の実施期間 額の確定: 事業実施完了後の翌年予定	書類審査及び認定審査会(庁内) ・審査結果(点数・順位等)については公表していない。	無	特定財源(一部) 「明日をひらく人づくり基金」の取崩し及び利子の充当	有 事業終了後、書類審査	無	平成15年度に補助金助成の効果及びその後の活動状況等についてアンケート調査を実施した結果、助成事業の半数以上が助成をきっかけとして事業を継続しており、一定の成果を上げている。	・認定審査会において、事業者からのプレゼンを実施した。(平成17年度後期分) ・成果報告を求める機会の設置 ・募集時期の検討(年1回)		
35	いわき市	ひと・まち元気創造事業補助金 ①元気な「まち」創造支援事業 ア 元気なまちづくり事業 イ 地域づくり構想策定事業 ②元気な「まち」宝物活用事業 平成18年度から	【背景】NPO法人やボランティア団体等の市民公益活動団体が地域づくり活動に参加する場合の支援が必要とされていた。 【目的】「元気なまち いわき」に実現に向け、市民との協働作業によるまちづくりを目的とし、自然・歴史・文化などの地域資源を活用した個性豊かな地域づくり活動を支援する。	ボランティア活動や市民活動など公益的な活動を行う団体等 (市内における地域資源を活用し、地域課題の解決や地域を元気にするための地域づくり活動を行う団体)	(事業費的) ①元気な「まち」創造支援事業 ア 元気なまちづくり事業 イ 地域づくり構想策定事業 魅力ある地域の創設に向けた地域づくり構想を策定するために実施する事業 ②元気な「まち」宝物活用事業 地域の特性を活かした地域づくりを推進するための事業実施に有効な地域資源整備事業	37,000(平成18年度予算額) (内訳) ①27,000 ②10,000	①ア 補助率: 補助対象経費の3分の2以内(2年目は2分の1以内、3年目は3分の1以内) 補助金上限: 70万円 イ 補助率: 補助対象経費の3分の2以内 補助金上限: 30万円 ② 補助率: 補助対象経費の4分の3以内 補助金上限: 500万円(事業費の下限は100万円、また複数年にわたり補助を受けようとする場合は、3年を期限に合計500万円を限度とする。)	募集期間: ①事業実施30日前まで ②平成18年4月から5月 書類審査: ①随時 ②平成18年6月 認定審査会: ①なし ②平成18年7月上旬 交付決定: ①随時 ②平成18年7月中旬 実施期間: 各々の事業の実施期間 額の確定: 事業実施完了後の翌年予定	①書類審査 ②書類審査及び審査会(委員・外部審査委員) ・審査結果(点数・順位等)については公表しない。	無	特定財源(一部) 「ふるさと振興基金」の取崩し	有 地域連携会議(市内の各地区の地域づくり実践者が一同に会する場)で、成果について発表する。	有 事業終了後、書類審査及び現地調査	地域連携会議(市内の各地区の地域づくり実践者が一同に会する場)で、成果について発表する。	(平成18年度開始したばかりのため省略)		
36	日光市(旧今市市)	まちづくり活動支援事業 平成13年度から	【背景】NPO等市民活動団体に対する社会のニーズの高まりと、当局が掲げる「市民が主役のまちづくり」を推進するため 【目的】市民が自主的に行うまちづくり活動の経費等を支援することにより、市民が主役のまちづくりを推進することを目的とする。	特定非営利活動(特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する活動をいう。)を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当する団体(任意団体を含む。)をいう。 ア 団体の規約等を設けていること。 イ 構成員がおおむね10人以上であること。 ウ 市内で継続して活動を行っていること。 エ 市が実施する他の事業又は制度による運営費補助金その他これに類する補助金を受けている団体でないこと。	(事業費的) 団体の目的達成のために、広く市民を対象に実施するイベント及び研修会等に係る経費。ただし、食糧費及び参加者全員への景品等の報償費を除く。	1,000	補助率…団体自己負担額の2/3 補助金上限…1団体10万円 一の年度につき1回限りの交付、通算して3回まで 6団体交付申請うち6団体に交付	随時、交付申請を受けし、個別の案件ごとに審査し、交付決定、交付する	担当部署での審査のみ。審査会等は設けていない。	無し	一般財源	無	実績報告書に基づく書類検査	無	助成金額は少額ながら門戸を広く開放した制度のため、財政基盤の脆弱な設立当初の団体の育成には一定の効果があったと認められる。	19年度からの改正に向け、補助率の変更等を検討中	
37	市川市	市民(納税者)が選ぶ「市民活動団体支援制度」(1%支援制度) 平成17年度から	【背景】サラリーマンが多く自ら住む地域への愛着や関心が低く、市民との協働によるまちづくり推進のため、自主的・自発的な市民活動団体の育成、活動の促進及び活性化を図る必要がある。 【目的】納税者意識の高揚を図るとともに市民活動団体への財政的支援及び活動の促進を図る	条例第3条に規定 (1)市内に事務所を有し市内で活動している。 (2)規約、会則、定款等を有している。 (3)申請時に1事業年度以上継続的に活動している。 (4)法令、条例等に違反する活動をしていない。 (5)公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない。 (6)宗教的又は政治的活動をしていない。	あくまで事業に要する経費が対象 条例第4条に規定 (1)市内において実施する。 (2)NPO法に規定する特定非営利活動の分野のものである。 (3)営利を目的としないもの。 (4)市民を主たる対象とするもの。 (5)団体の構成員のみを対象とするものでない。 (6)本市から別の補助金の交付を受けていないこと。	補助金 11,010	補助率・・提案事業に要する経費の1/2 補助金上限・・金額の上限はない。団体に交付する支援金の額は、団体を選択して届出した納税者の前年度の個人市民税額の1パーセントに相当する額を合計した額 応募団体数・・83団体 審査会の審査を経て決定した支援対象団体は81団体。	・団体応募説明会 1/15 ・募集期間 1/17~2/4 ・審査会 2/7, 3/3 ・支援対象団体公表 4/9 ・広報、web等 ・団体選択届出期間 4/9~5/10 ・変更審査会 6/15 ・交付決定通知 6/21 ・7月概算申請	・審査会 学識経験4名、公募による市民3名で構成 ・審査 条例に規定する団体及び事業条件に適合しているか等の他、公益性、発展性、実現可能性などの観点から審査。 ・公表 広報紙、web上で公表	広報紙・インターネットで公表	一般財源 ※基金を設置してはいるが、現在のところ、事業への充当はない。	無	有 事業実施現場に出向き確認 事業終了後書類確認	無	制度スタート時は83団体が応募し、中には市で把握していない団体も応募するなど、これまで表に出てこなかった団体の活動が、制度に参加することにより、PRの機会が増えるなど市民活動に対する市民の理解を促進することができている。	スタートして2年目の取組みである。制度の定着を図るため、より良い制度に改善していくことを念頭にアンケートなどを実施し、課題を見出し、できることから見直していく。	

番号	自治体名	補助金制度の名称及び開始年度	補助制度の背景・目的	補助の対象となる団体	補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か)	総事業費 (千円)	補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数のうち採択団体数	スケジュール	審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数)	情報公開の方法	原資の調達(一般財源か特定財源(基金を設けて実施している事業))	成果報告の有無	確認検査の有無、有の場合、時期、方法	事業の振り返りの場の有無、有の場合、方法は方法	評価	見直しの経緯	今後の課題及び見直しの予定
38	柏市	柏市民公益活動補助金(平成10年度)	市民公益活動の促進を図ること(市民公益活動の定義) ・柏市において不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの(営利、宗教、政治や特定の公職を支持するものを除く)	【たまごコース立上げ支援】 設立の日から5年以内の市民公益活動団体 【ひよこコース自立支援】 1年以上の活動実績のある市民公益活動団体 ※市民公益活動団体 市民公益活動を行う法人その他の団体のうち ・柏市に主たる事務所を有するもの ・主として柏市において市民公益活動を行うもの ・構成員が5人以上	事業費補助 人件費、事務所の賃借料、食糧費、車両購入費を除く、事業に要する経費(旅費のみ事業に要する経費の20%以内)	予算額 3,000 17年度交付額 2,906 <内訳> たまご600 ひよこ 2,306	【たまごコース立上げ支援】 対象費の1/2 上限額 10万円 採択団体数/応募団体数 6団体/8団体(75%) 【ひよこコース自立支援】 対象費の1/2 上限額 50万円 採択団体数/応募団体数 6団体/13団体(46.8%) ※補助率の考え方 団体が主体となる事業であり、自立性を損なわないよう1/2としている。 また、柏市では平成9年度に行政改革推進委員会から「補助金の適正化」について提言を受けており、事業費補助については上限1/2としている。	募集期間:4/1~5/2 書類審査:5月中旬 プレゼンテーション:5月25日 交付決定:6月中 実施期間:4月~翌3月 現場見学会:11月21日 精算、額の確定:3月上旬~下旬 戻入:4月~5月(出納閉鎖期間) 成果報告会:3月	書類審査及び外部選定委員による評価(プレゼンテーション) 審査結果の公表については、交付団体の結果のみで点数、順位については非公表 ただし、全団体に對し選定委員のコメントと、不交付となった団体には評価の低かった項目を通知している。	H Pにて申請団体、交付決定の経緯について公表 また、広報でも交付団体を公表	一般財源	有	有 実績報告時、書類審査	無	無	平成16年度において、たまごコースを新設したほか、補助対象経費、評価方法・項目についても見直しを行った。	○評価項目の見直し・評価基準の明確化(特に全国展開している団体や自立しすぎている団体の評価) ○事業実施の確認(中間時での報告、現地確認など、申請時の効果や事業内容を実施していない(金銭支出でない部分)場合の減額方法)
39	我孫子市	我孫子市公募補助金 平成12年度~ (2000年度~)	○背景(経緯・特徴) ・従来、新しい市民活動団体には予算の制約上、補助金が交付されにくい傾向があった。このため平成11年度に既存の補助金を全廃し、平成12年度から、3年毎に市民の視点で見直しをする新たな公募補助金制度を開始した。 ・補助金の採択、不採択は市民委員5名からなる「補助金等検討委員会」で審査。 ○目的 ・地域のまちづくりを推進し、市民公益活動や生涯学習活動を支援する目的の補助金であり、団体が自立できるようにするための支援と位置づけている。	NPO法人、または営利を目的としない、公益の増進に寄与する任意団体(①5人以上で構成されていること。②活動拠点が我孫子市内にあり、かつ市内において活動を行っていること。③政治、宗教目的でないこと。④特定の公職の候補者や政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的としないこと。)	補助対象経費は以下の通り。 人件費、報償費、交通費、消耗品、図書購入費、印刷製本費、通信費、保険料、研修費、使用料、賃借料、光熱水費、警備費、備品費等	平成17年度当初予算ベースでは 8,986千円	補助率は、最大で補助対象経費の10/100から50/100の範囲(備品費については50/100以内で5万円を限度とする)。	【交付申請=審査】 ※交付を希望する団体は前年度に補助金等検討委員会による審査を受ける ・募集期間:4月中旬~7月1日 ・審査:8月~11月(審査結果の通知は11月下旬) ・公開ヒアリング:12月上旬~12月中旬(書類審査で不採択とされた団体のうち希望する団体のみ) ・交付団体の最終決定:1月頃 【交付金額の確定:3月中旬 【交付手続】 ・申請期間:4月末~ ・交付決定:5月中旬~ ・中間報告:11月 ・事業報告:事業終了後 ※補助金額の確定と交付は事業終了後が基本だが事業の開始前・途中での概算払も可能	①審査方法 一補助金等検討委員会が書類審査 一公開ヒアリング(書類審査で不採択になった団体が活動をPRできる) 一補助金等検討委員会の提言を受けて市長が最終決定 ②審査結果の公表項目 一各団体に審査結果(委員の意見)を通知。	市広報、Webサイトなど	一般財源	無	有 特に指定した報告会は実施していないが、「あびこ市民活動フェア」での活動発表を呼びかけている	有 中間および事業終了後に報告書を提出。 我孫子市の行政評価	平成11年度に既存の補助金を全廃したことで既得権が廃止された。交付のサイクルは原則3年間とし、新しい団体も補助金交付が受けられるようになった。この点では全国的にも先進事例として注目を集めている。 なお年度毎に審査申請数は異なるが、実際の交付団体数は毎年30前後である。	・補助対象経費に人件費を追加(H17年度から)。 このため団体運営のレベルアップ講座実施や団体活動のPRの機会提供など、団体の自立を支援する取り組みを継続していく必要がある。	補助金交付団体が補助金交付期限終了後の財政的自立が課題。 このため団体運営のレベルアップ講座実施や団体活動のPRの機会提供など、団体の自立を支援する取り組みを継続していく必要がある。
40	鴨川市	鴨川市ふるさと創生地域づくり事業補助金 平成2年度から	昭和63年度から、みずから考え、みずから行う地域づくり事業として、国からふるさと創生事業1億円の交付を受け、地域づくり推進事業として、自由な発想によるふるさと創生を振興するための基金条例を制定。 地域の自治組織等に自主的、主体的に行うコミュニティー活動、あるいは地域振興策及び地域づくり事業等に対して市が助成することによって、地域の課題解決を図り、自治意識の向上や地域住民の融和を目的に本制度を創設した。	自主的かつ主体的に行う市内の自治組織及び市民活動団体	事業費的支援 ・公益性、先駆性、実効性を有し非営利である以下に掲げる活動 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業 (2) 社会教育の推進を図る事業 (3) まちづくりの推進を図る事業 (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業 (5) 環境の保全を図る事業 (6) 災害救援事業 (7) 地域安全事業 (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業 (9) 国際交流の事業 (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業 (11) 子どもの健全育成を図る事業 (12) 情報化社会の発展を図る事業 (13) 科学技術の振興を図る事業 (14) 経済活動の活性化を図る事業 (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業 (16) 消費者の保護を図る事業 (17) 前各号に掲げる事業を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の事業	200 補助率…1/2以内 補助金上限…1団体50万円	募集期間:5/15~5/31 書類審査:6月中 地域づくり事業審査会:6月下旬 交付決定:7月上旬 実施期間:交付決定後~3月 額の確定:3月下旬~	書類審査及び内部審査委員を含む審査会 審査結果の公表については、特になし。	非公開	特定財源 (鴨川市ふるさと創生地域づくり基金)	無	無	無	申請団体が思うように伸びていない点が課題。 基金の運用を図っているが、果実が思うようにつかれないところから、財政的な課題もある。	平成2年からの実施で、平成16年度の市町村合併を機に要綱の見直しをした(事業項目、補助期間等)。 今後の見直しについては不透明。 ただし、審査方法や審査会のあり方、補助金額について課題あり。		

番号	自治体名	補助金制度の名称及び開始年度	補助制度の背景・目的	補助の対象となる団体	補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か)	総事業費 (千円)	補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数の中の採択団体数	スケジュール	審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数)	情報公開の方法	原資の調達(一般財源か特定財源(基金を設置して実施している事業))	成果報告書の有無	確認検査の有無、有の場合、時期、方法	事業の振り返りの場の有無、有の場合、方法は	評価	見直しの経緯	今後の課題及び見直しの予定
41	浦安市	浦安市市民活動補助金 平成14年度から	【背景】平成13年2月に「ボランティア等社会活動促進懇話会」を発足し、検討の結果、平成13年9月に9つの提言がなされた。うちひとつが「財政支援の仕組みづくり」であったため、これを反映して、平成14年度から市民活動基金を設置、市民活動補助金制度を制定した。 【目的】公共の利益を目的とした非営利活動で自主性のある市民活動と市民活動団体の自立を促進する。	【団体要件】 1. 公共の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業(いわゆる宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする事業は除く)に、自主的に取り組む特定非営利活動法人(NPO法人)、または、法人格を持たない市民活動団体 2. 浦安市内で市民活動を行っている団体 3. 主な活動範囲が浦安市内である団体 4. 団体の構成員が10人以上いる団体 5. 年間の活動計画がある団体 6. 申請する事業に係る収支が明確になっている団体 7. 定款または規約などを持ち、自主的に継続的な活動のできる団体 8. 本年度中に本市から団体の運営に関する補助金を受けない団体 9. 浦安市市民活動補助金審査委員会が、代表者・事業責任者・役員になっていない団体 ※【ステップアップ(活性化事業補助金)】は、活動期間が1年以上の団体	【事業要件】 1. 公共の利益を目的とした事業 2. 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に実施される事業 3. 他に補助金または助成金(本市だけでなく国や県、およびその外郭団体からの補助・助成を含む)を受けていない事業 【はじめの一步(自立促進事業補助金)(団体運営費的)】 公共性が高いと思われる事業で、団体のホームページやリーフレット作成などの会員確保のために必要な事業など、団体の自立を促進するのに効果的な事業に交付。(※交付は1団体につき1回限り1事業のみ) 【ステップアップ(活性化事業補助金)】(事業費的) 1年以上活動している団体の行う事業で、公共性が高いと思われる事業に交付。(※1団体複数事業の申請はできるが、交付は1事業のみ。同内容の事業への交付は3回まで)	1,442 【内訳】 【はじめの一步】50 【ステップアップ】1,392	【はじめの一步】 補助率…補助対象経費総額×100% 補助金上限…1事業5万円 採択事業数…申請4事業うち交付1事業 【ステップアップ】 補助率…補助対象経費総額×80% 補助金上限…1事業50万円以内 採択事業数…申請7事業うち交付4事業 ※補助対象となる経費については、募集要項に例示を記載している。飲食費や管理責任者の明確でない備品購入費などは補助対象とならない。 ※補助率の考え方…補助金依存の活動とならないよう、2割は団体の自己負担とすべきとの考えが審査会から示されたため。	募集期間：4月1日～4月28日 書類審査：4月下旬～5月下旬 公開審査会：5月28日 交付決定：6月中旬 事業期間：4月1日～翌年3月31日 額の確定：最終事業報告書類提出後 公開報告会：4月下旬	【審査方法】 「市民活動補助金審査会」による審査 審査会委員8名(公募市民4名、NPO有識者2名、企業代表2名) 【はじめの一步(自立促進事業補助金)】 【選考方法】書類審査のみ 【選考のポイント】 ①「公益性があり、将来拡大・発展が望める活動か」 ②「自発的で熱意の見られる活動か」 ③「継続的活動が期待できるか」 【ステップアップ(活性化事業補助金)】 【選考方法】書類審査および公開審査会におけるプレゼンテーションによる審査 【選考のポイント】 ①「公益性があり、将来拡大・発展が望める活動か」 ②「地域にとって必要性、重要性の高い事業か」 ③「自立的、発展的な活動が期待できるか」 【審査結果の公表】 各審査委員の採点結果(総括表・各配点ごとの採点分布図)、各審査委員からのコメントを公表 審査の透明性を高めるため、ステップアップの採点結果は、公開審査会当日に会場で作成、配布している。	【公開方法】 広報紙掲載、申請書類・報告書類の閲覧 【公開時期】 広報紙掲載…交付決定後(7月中旬) 申請書類…交付決定後(7月以降) 報告書類…事業報告後(翌年4月以降)	特定財源(浦安市市民活動基金)	有	有 【時期】中間及び事業終了後 【方法】中間は報告書の提出、事業終了後書類確認 ※ステップアップの場合公開報告会でも報告	有 【方法】審査終了後、「浦安市市民活動補助金審査会」による振り返りを行う。	制度をスタートさせた平成14年度から17年度までの間に27事業に対して補助金の交付を行った。平成18年度には若干増加している。	平成17年度までには行ってない。平成18年度に、「はじめの一步」の継続について見直しを行う予定。	申請事業数、交付事業数ともに少ないことが大きな課題であったが、申請書の書き方をテーマとした講座を行ったところ、平成18年度には若干増加した。また、団体からは交付時期を早めてほしいという要望もあり、平成19年度交付事業から交付スケジュールを変更する予定となっている。(前年度2月に募集開始、3月に審査、4月に交付)議会の了解が得られれば、実行できる見通し。さらに、団体からは複数年度にまたがる事業を対象としてほしいという要望も出されているが、これについては対応が難しいと考えている。
42	八王子市	市民企画事業補助金制度 平成15年度開始	【背景】 1. 「新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまち」を都市像のひとつとした基本構想・基本計画の策定 2. 協働のまちの実現に向けて、その基盤となる市民活動の活性化を図るため、協働のパートナーでもある市民活動団体に対し、自立化を促進し活動をサポートする制度が必要であった。 3. 既存の補助金制度の見直し(再構築) 【目的】 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のしくみづくりを推進することを目的とする。	【活動支援部門】 1. 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体。(法人格の有無は問わない。) 2. 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含む団体。 3. 政治活動及び宗教活動を主な目的とする団体ではないこと。 4. 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体でないこと。 【事業実施部門】 上記の1～4及び市内に活動拠点を持っているか、又は市内で活動しており、市内に連絡責任者を確保できる団体。	【活動支援部門】 すでに公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、自らの活動を広く紹介するために実施する事業で、計画段階での事業費が5万円以上のもの。 【事業実施部門】 市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する事業や、将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業で、計画段階での事業費が10万円以上のもの。 ※ 事業に対する補助	8,617 (予算11,000)	【活動支援部門】 補助率：10/10 上限額：10万円 補助回数：同一団体2回まで。 補助率の考え方：活動基盤が整っていない団体等に対するPR経費の補助であるため、上限を設けたうえで全額補助としたもの。 採択事業数：応募12事業に対し6事業を採択 【事業実施部門】 補助率：①補助対象事業費の1/2以内②2年目以降は補助対象事業費の1/3又は前年度交付決定額の80%のいずれか低い額。ただし、事業の性質上審査委員会に特に認めた場合は、①とする。 上限額：100万円 補助回数：同一の事業に対して3回まで。 補助率の考え方：自立のための支援であり、1/2からのサンセット方式が適当であると判断した。 採択事業数：応募32事業に対し28事業を採択	募集時期：11/1～12/15 予備審査：12/16～2/8 本審査：2/9～3/16 交付決定：4/1 実施期間：4/1～3/31 情報交換会：10/17 額の確定：3月末 成果報告会：5/28	【活動支援部門】 ①事業関連所管(担当課)による書類審査 ②職員による庁内審査会での書類審査による採点 ③外部委員による審査会での書類審査による採点 【事業実施部門】 ①事業関連所管(担当課)での面接及び書類審査 ②職員による庁内審査会での書類審査による採点 ③外部委員による審査会での書類及び公開プレゼンでの審査による採点 ＜公開項目＞ 審査会での獲得点数、優先順位、コメント及び不採択の場合の理由	「審査結果のまとめ」及び「成果報告書」のWebサイトや図書館等での公開	一般財源 ※基金の設置はなし	有	有 事業終了後に実績報告書による検査を実施	事業実施団体での自己評価による振り返りを実施	制度開始後、17年度まで、延78団体に対しては活動が認められ企業等からの支援を得られなかったものや市からの委託事業へ発展したものである。また、年々、応募事業の質や量も上がってきており一定の成果は挙げていると評価している。	＜16年度分＞ 1. 庁内審査会での採択による1次審査(あし切り)方式の廃止 2. 活動支援部門における申請団体要件から「設立後2年未満の団体」の削除 ＜17年度分＞ 1. 活動支援部門の対象経費を団体のPRに要する経費に限定 2. 活動支援部門の補助率を1/2から10/10に変更 3. 補助金の下限額を廃止	資金支援だけでなく、「人、モノ、資金」といった総合的な支援制度としての再構築
43	福生市	市民活動促進補助金 平成18年度から(なお、当事業は3年間限定のサンセット事業)	【背景】市は「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」の実現をめざして、市民の積極的な社会参加、社会貢献を目的とした市民活動が行われやすい環境づくりに取り組んでいる。 【目的】市民活動団体が行う公益的な事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより市民の積極的な社会参加及び新たな社会貢献に資する活動の創出を促進し、もって市民が行う公益的な活動の活発な展開及び市民主体のまちづくりの推進を図ることを目的とする。	補助の対象となる団体は、前条第2号に規定する団体※で、かつ、福生市輝き市民サポートセンターに登録している団体とする。 ※市民活動団体 前号に定める市民活動を行うことを主たる目的とする団体で、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。 ア 市内に居住する者並びに市内で市民活動を行っている者及び行おうとする者でおおむね5人以上で構成される組織であること。 イ 団体への加入又は脱退に関して、不当な条件を付していないこと。 ウ 団体の運営の主たる部分で市からの支援を受けていないこと。 エ 宗教活動、政治活動又は営利活動を行うことを目的に組織されていないこと。 オ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づくもの以外の法人格を有しないこと	市民活動団体が実施する市民活動であって、かつ、市長が当該市民活動の内容、時期、経費等が市民活動を推進するため適当と認めたもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 始業期支援事業 団体の自立を促進するのに効果的な事業で、市内において市民の参加により実施され、創造性、継続性、公益性等の高いこと。この場合における補助金の交付は、同一の団体に対して1回とする。 (2) 成長期支援事業 4年以上の活動期間のある団体が主体性を持ち、団体の資質を向上するのに効果的な事業で、市内において市民の参加により実施され、創造性、継続性、公益性等の高いこと。この場合における補助金の交付は、同一の団体に対して3回までとする。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業から除くものとする。 (1) 介護保険サービス事業 (2) 市の委託事業 (3) 市その他の公的機関から補助を受けている事業又は受ける予定の事業	700	(1) 始業期支援事業 10万円以内 (2) 成長期支援事業 20万円以内	募集期間：5月1日～6月1日 書類審査：～6月2日 書類公開：6月3日～6月10日 公開審査：6月17日 交付決定：6月下旬 実施期間：7月1日～19年3月31日 成果発表会：19年5月12日	審査会は、次に掲げる7人以内の委員をもって組織する。 (1) 公募により選出された市民 4人以内 (2) 総務部長 (3) 企画財政部長 (4) 生活環境部長 審査会での審査結果の公表については当日採点結果のみ公表	市広報紙市ホームページ施設へ配架した要綱要項	一般財源	報告会において発表	有 書類検査	無		19年度分については、18年度内に募集・決定を行い、4月1日から事業を実施できるように改善する予定	

番号	自治体名	補助金制度の名称及び開始年度	補助制度の背景・目的	補助の対象となる団体	補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か)	総事業費 (千円)	補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数うちの採択団体数	スケジュール	審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数)	情報公開の方法	原資の調達(一般財源か特定財源(基金を設置して実施している事業))	成果報告の有無	確認検査の有無、有の場合、時期、方法	事業の振り返りの場の有無、有の場合、方法は	評価	見直しの経緯	今後の課題及び見直しの予定
44	狛江市	市民公益活動事業補助金(新しい風補助金) 平成16年度より	背景:市民公益活動を行う団体への財政的支援は、市民協働の促進の観点から二つの点で重要である。一つは、市民公益活動を行う団体が行政と対等に協働できるようにするための組織基盤の強化策として、一つは、市民が必要とする多様なサービスを行政に代わって提供する団体の活動の推進策として、である。(狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の基本的な考え方より) 目的:先駆的な活動又は特色ある事業を実施する狛江市の市民公益活動団体の事業に対し、その経費の一部について補助金を交付することにより団体の成長及び発展を図ることを目的とする	補助対象となる団体は、次の条件を満たす団体とする。ただし、法人格の有無は問わない。 (1)市民が自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う団体 (2)営利活動を行わない団体 (3)宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的としない団体 (4)次のいずれかに当てはまる団体の役員に狛江市の住所を有するものがいる団体 イ 事務所、活動拠点又は活動範囲に狛江市を含む団体	補助対象となる事業は、次の条件を満たす事業とする。ただし、狛江市で実施している他の補助金等の交付対象となり得る事業については、この限りではない。 (1)狛江市内で行われる市民公益活動事業 (2)この要綱による補助金の交付決定後に実施される事業 (3)次のいずれかに当てはまる事業 ア 先駆的であり、将来性のある事業 イ 市民のニーズや地域性に適合した特徴のある事業 (4)単年度で完了する事業。ただし、年度ごとの申請と選考により3年を超えない範囲で補助対象事業とすることができる。 (事業費的)	1,500	種別A 補助率…10/10 補助金上限…1団体20万円、採択団体数…11団体応募があったうち9団体 補助率の考え方…NPOの成長・発展を願う事業対象であり、上限額も高くないため10/10補助とした。		公開プレゼンテーション及び書類による審査を公開選考会で行う。 審査結果の公表については、合計点数、順位、選考委員のコメント等。 選考委員の個々の点数は公表していない。	HP	一般財源	有	事業終了後書類審査	「市民参加と市民協働に関する審議会」で随時検討	平成16年度に制度がスタートし、17年度は2年目。計15団体に対し、補助を行ってき。各補助事業はそれぞれ活発に活動し、またプレゼンテーションや事業報告会を通じて積のつながりもでき始めており、一定の成果を上げることができた。	17年度補助総額を100万→150万に変更。また1事業の補助上限を15万→20万に変更。	公開で選考会を行っているため、よりわかりやすさや公正な選考会とするために、選考方法や選考会運営方法の改善を行う。 補助金決定から事業報告の間に団体とコミュニケーションをとる場を設けていないので、今後検討する。
45	横須賀市	横須賀市市民協働推進補助制度 平成14年度～	(背景) (目的) 市民公益活動の活性化を図り、市民の創意を活かし将来にわたって市民が誇りを持つ個性豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。	横須賀市内に活動拠点を有する市民公益活動団体。 ※市民公益活動とは、市民及び事業者の自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいい、これを行う団体を市民公益活動団体という。 ※公益性とは、不特定多数の者の利益その他の社会の利益をいう。	①事業費またはプログラムを補助対象とする。 ②以下のものは補助対象費としない。但し、活動の立ち上げに要する経費に関しては柔軟に対応する。 ・団体の事務所等を維持するための経費 ・団体の経常的な活動に要する経費 ・団体の構成員による会合の飲食費 ・団体の構成員に対する人件費や謝礼	3,000	①「はじめの一步」補助金 査定の上上限10万円 ②「ステップアップ」補助金 査定の上上限50万円	募集告知…3月下旬～説明会(前年度実績報告会を兼ねる)…4/16 相談会…4/23 募集期間…4/24～5/8 経費…5/12～19 書類審査(応募件数が20件を超える場合は書類審査で一時選考を行う) 公開プレゼンテーション&審査会…5/21 市長報告 補助金の申請、決定通知…6月上旬	市民協働審議会の部会である市民協働推進補助金等企画審査会が選考及び補助金の交付額の査定を行う。 審査は5項目5段階で評価する。各審査員の合計点を算出し、そのうち最高点と最低点を除外した合計点で推薦順位を決定する。 各団体の合計得点及び審査基準別合計に審査員のコメントを付して公表。	Webサイト及び市民活動サポートセンターでの供覧など	一般財源	有	事後の書類検査	無	本制度がスタートしてから4年間で27団体に対し補助を行ってきた。当初は採用件数が伸びなかったが、審査員による事前相談会の開催や前年度補助金獲得団体の報告会参加を申請基準のひとつにするなどの工夫により、平成17年度は質の高い企画の応募が多く、ほぼ理想の形に近づいている。	・従来から事務局(市職員)が行っていた事前相談に加えて、審査員による相談会を実施することで審査基準に達するための具体的なアドバイス等を得ることができるようになった。 ・公開プレゼンテーションを3名以上で実施できることを申請資格とした。(18年度～)	・「協働」まで視野にいられた企画が少なく、市民活動促進補助制度にとどまっている。 ・市民協働に対する職員の意識改革。 ・市民協働推進補助制度の周知。
46	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市市民活動推進補助事業 平成17年度から	【背景】 価値観の多様化や社会経済環境の変化により複雑化する地域課題の解決のためには、専門性を持つNPO等の活動が重要であるが、資金調達が困難な場合もあり、それらを財政的に支援する補助制度が必要とされている。 【目的】 市民活動の活性化を図り、多様な市民ニーズにきめ細やかなサービスで応えることのできる豊かな地域社会の形成に寄与するため。	【市民活動スタート支援補助金】 設立後2年未満の市民活動団体 【市民活動ステップアップ支援補助金】 設立後2年以上の市民活動団体	【共通】 茅ヶ崎市市民が受益者となり得る公益的な事業 【市民活動スタート支援補助金】(事業費的) 団体の自立を促進し、活動を軌道にのせるための事業。 【市民活動ステップアップ支援補助金】(事業費的) 団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業。	1,532	【市民活動スタート支援補助金】 補助率…90% 補助金上限…1団体10万円 採用団体数…7団体応募があったうち6団体 【市民活動ステップアップ支援補助金】 補助率…80% 補助金上限…1団体30万円 採用団体数…8団体応募があったうち5団体	募集期間:4月1日～5月9日 公開プレゼンテーション:5月25日 評価・選考:5月25日 交付決定:6月24日 実施期間:交付決定後～3月31日 結果の確定:3月31日 実施報告会:5月20日	市民活動推進委員による評価により順位付けを行い、加えて「補助事業としての適否」「事業へのアドバイス」「補助金交付額」について審議、選考。 結果の公表については、各委員のコメントを議事録として公開。順位は採択団体についてのみ公表。	Webサイト、広報紙、市政情報コーナー及び茅ヶ崎市市民活動サポートセンターでの閲覧	基金を設置。寄附と同額を市も積み立てる「マッチングギフト方式」をとる。	有	事業終了後書類審査	市民活動推進委員会(審議会)	実施報告会等により、補助事業について一定の成果は確認できた。補助制度に対する団体のニーズも高く、事業の必要性は高い。	現行制度については、平成22年度に見直しを行う予定。	
47	新潟市	市民公益活動支援補助金 平成16年度から平成18年度まで	【背景】補助金制度の改革を検討する中で、公募型補助金制度の創設が提言された(H15.7)。この提言を受け、具体的な検討を行い、制度創設に至った。 【目的】市民による不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動の推進を図り、市民の創意と工夫を活かした豊かな地域社会を実現すること。	【立上げ補助金】 公益活動を今後実施しようとする計画又は実施しはじめた団体。 【自立補助金】 公益活動を継続して実施しており、さらに充実または拡大し、かつその自立を目指す団体。	【立上げ補助金】(事業費的) 公益活動を今後実施しようとする計画又は実施しはじめた団体が行う事業。 【自立補助金】(事業費的) すでに継続して行っている事業で、内容を充実・拡大していくことにより、自立を図っていく事業。 なお、上記2種類について、補助対象経費は、事業に直接要するもので、そのうち事務所経費、経常的活動経費、団体構成員の飲食費・人件費などは対象外。	【立上げ補助金】と【自立補助金】を合わせて10,000千円	募集期間:4/11～5/11 第1次審査(庁内審査):5/20 第2次審査(第三者機関):6/10、6/13 交付決定:6月中旬 実施期間:交付申請後～3月 結果の確定:4月中旬～5月中旬 成果報告会:5月	第1次審査:書類審査 第2次審査:書類審査及び公開プレゼンテーション(自立補助金のみ実施) 審査結果の公表については、審査員のコメントのみ。	Webサイト、市報	一般財源	有	無	無	本制度は、平成16年度～平成18年度の3か年度の試行として創設された制度で、平成18年度に制度評価を行う。また、評価を受けて、平成19年度以降の制度について検討を行う予定。	評価を受けて、平成19年度以降の制度について検討を行う予定。		
48	上越市	ボランティア活動支援補助金 平成13年度から	【背景】公共分野における市民活動の普及啓発を図る必要が高まったため。 【目的】ボランティア活動を始める市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を支援し、もって公益の増進に寄与する。	次の全ての要件を満たす団体 ・特定非営利活動を行っている ・市を中心に活動している ・政治、宗教、思想、営利を目的としない ・構成員が5人以上	次の全ての要件を満たす事業 ・ボランティア活動の普及啓発に寄与するもの ・同様の事業内容で、本補助金交付実績が連続した3年度間を超えないこと ・市から、本補助金以外の補助金の交付を受けていないこと ・参加者を特定の地域住民や団体構成員等に限定していないこと ・募金活動が含まれないこと	900	補助率…1/2 補助金上限…10万円 採択団体数…原則として予算の範囲内で調整	募集期間:4/1～5/13 書類審査:5月～6月 交付決定:6月下旬 実施期間:交付決定後～年度中 結果の確定:実績報告後	書類審査のみ ・要件を満たす事業は全て補助対象とする。事業内容の優劣による順位づけをしない。	総務情報系は地元へ掲載個別案件情報は公開請求による	一般財源	無	事業終了後書類審査	無	制度の趣旨である「ボランティア活動の普及啓発に資する事業への支援」が、「ボランティア活動そのものへの支援」に解釈が拡大し、創設当初の趣旨と乖離が生じている。	平成18年度に要綱を抜本的に見直し、19年度改訂予定。	当初の趣旨を明確化し、ボランティア活動の普及啓発を直接の目的とする事業のみ対象とする。市民公益活動そのものに対する経済支援は予定しない。
49	長野市	ながのまちづくり活動支援事業補助金 平成15年度	【背景・目的】 ボランティア活動やNPOへの関心の高まりを踏まえ、市民自らの知恵と責任による自主的なまちづくり活動への支援を行うことにより、個性豊かで魅力に満ちた、明るく住みよい地域社会の形成を目指す。	・構成員が5人以上で、複数の市民を含むもの ・政治、宗教及び営利活動を目的としない団体	・公益性を有する事業であれば分野は問わない。 ・活動を行うに必要な事業経費が対象で、団体の維持費的な活動(人件費含む)に要する経費は対象としない。但し、備品購入費は10万円が限度。	8,034	【企画・研究部門】 市民自らが実施するまちづくり活動に 関する調査、勉強会、ワークショップの開催、計画づくり等を主たる目的とする活動 補助率:10/10 限度額:10万円 【実践活動部門】 まちづくりに熱意やアイデアを持つ市民が自主的に企画し、実施する活動 補助率:ホップ(1回目)=8/10 ステップ(2回目)=6/10、ジャンプ(3回目)=4/10 限度額:ホップ(100万円)、ステップ(60万円)、ジャンプ(40万円) ホップコースに「スタート枠」を設定。企画・研究部門において補助を受け、翌年度に活動を開始する団体若しくは設立2年未満の団体が対象。但し、補助限度額は50万円。 応募団体数33団体の内、採択団体数21団体(内11団体事業中止)	募集期間:1/24～2/14 応募説明会:1/24・25 予備審査(書類審査):3/23 公開審査(プレゼンテーション):4/24 活動発表会:翌年4/9	7名の審査員(識者)が6項目(公益性、独創性、発展性、実現性、自立性、熱意)の基準により、5段階評価。最高点と最低点を除く残りの得点の合算により、予算の範囲内で選考。なお、審査は部門ごとに行う 各団体の順位及び獲得点数並びに委員による団体へのコメントを公表している。	市のホームページ、広報紙	一般財源	有 翌年の4月上旬	有 実績報告書の提出(年度末若しくは事業終了後15日以内)なお、現地検査は実施しないが、4名の職員で補助団体の行事やイベントに自主的に参加している。	平成15年度から17年度まで計44団体の活動に補助金を交付。補助事業から委託事業へ移行した団体、地縁型団体との協働へ移行した事業等一定の効果が出ている一方、補助金の交付がなくなると活動の継続が難しくなり、団体の財政的な自立が大きな課題となっている。 更に、17年度に限度額をステップコース100万円→60万円へジャンプコースは、40万円へそれぞれ変更した。	企画・研究部門は15年度当初から変更なし。実践活動部門については、16年度にホップコースにスタート枠を設けた。また、補助率及び限度額については、ステップコースは、8/10→6/10へジャンプコースは、4/10へ変更した。	中間活動発表会の開催、補助金の交付が終了した団体によるまちづくり活動フォーラムの開催	

番号	自治体名	補助金制度の名称及び開始年度	補助制度の背景・目的	補助の対象となる団体	補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か)	総事業費 (千円)	補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数うちの採択団体数	スケジュール	審査方法及び審査結果の公表 項目(順位、点数)	情報公開 の方法	原資の調達(一般 財源か特定財源 (基金を設置して 実施している事 業))	成果報告会 の有無	確認検査の 有無、有の 場合、時期、 方法	事業の振り返 りの場の有 無、有の場合 は方法	評価	見直しの経緯	今後の課題及び見直しの 予定
50	浜松市	浜松市市民活動 団体補助金	市民協働推進条例の制定・市民、市民活動団体及び事業者が市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を目指し寄附文化を醸成するため	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち次の要件を全て満たすもの (1) 特定非営利活動を行う区域を浜松市内に有する (2) 主たる事務所又はその他の事務所の所在地が浜松市内にあること。 (3) 補助金申請日において、1事業年度以上の活動実績があること (4) 法その他関係法令を遵守していること	非営利活動(事業費補助)	1,000 (当初予算)	補助率、補助金上限額はなし。 寄附者の意向を最大限尊重する。 採択団体数 H15・・・1/1 H16・・・1/1	通年実施のため、特に規定なし	浜松市市民協働推進委員会が以下の審査基準に基づいて交付先、交付金額を審査する。 ・公益性 ・地域性 ・現実性 ・透明性 ・財務の健全性	市ホームページ	無	無	無	自己評価のみ	平成18年3月、以下2点を見直し。 (1) 基金から助成を受けるための市民活動団体の事前登録制度を廃止。助成の対象となる市民活動団体の要件を整備。 (2) 審査項目に「公益性」を加えるとともに、他の項目についても整理。	基金から助成を受けることのできる団体をNPO法人以外にも拡大できるかという点について、市民協働推進委員会が制度改定案を作成中。	
51	岡崎市	大学連携アドバイザー助成金	市内4大学により構成される「大学懇話会」と連携し、市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を目指し寄附文化を醸成するため	市内に在住、在勤、在学する5人以上の会員で組織された市内を活動拠点とする市民活動団体	団体運営に関する助言・指導であれば運営費的だが、講演会の講師として活用すれば事業費的になる。これまでの利用はすべて事業費的である。	144	助言・指導は1回7200円を限度とする。年4回まで及び1団体2年を限度。講演の場合1回の限度額：教授25000円、助教19000円、講師16000円 年1回及び1団体2年を限度。	アドバイザー派遣相談 アドバイザーの紹介 団体とアドバイザーの協議 申請書等の提出 助成の決定 実績報告書の提出 助成金の交付	担当課での書類審査	していない。	一般財源	有	無	無	大学との連携を目的に始めたが、利用は少ない。広報不足もあるが、利用したい団体が少ないことが原因として上げられる。	大学懇話会未加盟の先生を起用する場合の助成。	
52	岡崎市	市民活動団体助成金 平成16年	市が市内の各種団体に呼びかけて結成した市民公社という任意団体に補助金を交付し、市民公社の補助金として実施していたものを、平成16年度から市直接の補助金として交付することとした。	市内に在住、在勤、在学する5人以上の会員で組織された市内を活動拠点とする市民活動団体	事業費補助	1,000	事業の活動に必要な経費の3分の1以内。5万円上限。 20団体応募、19団体交付	4月15日募集広報 5月上旬応募締切り 6月中旬審査会 6月下旬交付決定通知 6月下旬から7月上旬半額概算払い 事業実施後実績報告書提出 提出後補助金額の確定 残りの補助金支払 翌年2月報告会	12名の審査員による審査 結果公表はしていない。	していない。	一般財源	有	無	無	報告会の開催は、団体にとって負担にはなるが、情報発信と団体相互の交流の場として、また、事業実施の確認としても有効である。審査方法をオープンにする必要がある。	平成16年度 実績報告書の様式改訂 事業報告会の開催	審査会の方法。 情報公開。
53	東海市	まちづくり活動 支援事業費補助金 平成15年度から (平成15年度の時点は、市民活動促進事業) H15～H17は、助成金 H18～補助金に変更	【背景】協働・共創のまちづくりを推進するため、市民活動団体、NPOの公益的活動が活性化し、市民参画の推進が必要とされていた。 【目的】市民参画推進委員会の作成による「東海市まちづくり指標」を活用したまちづくりの推進及びまちづくり指標を広く市民へ普及・啓発することが目的	市内で活動する市民活動団体	(事業費的) 地域の課題解決(東海市まちづくり指標の改善)に貢献する事業に補助する。会議費、旅費交通費、印刷製本費、通信費、諸謝金などの活動や事業に直接必要な経費。	2,120	補助金上限・・・1団体50万円、補助率10/10 採択団体数・・・6団体応募があったうち4団体(H18年度)	募集期間：5/1～5/15 審査・プレゼンテーション：6月4日 交付決定：7月中 実施期間：交付決定後～3月 額の確定：3月上旬～下旬 成果報告会：4月	書類審査及び外部審査委員を含む選考会  審査結果の公表については、選考の可否のみ。	文書	一般財源	有	有  事業終了後 書類検査	有  「まちづくり活動支援事業報告会」で審査員から評価とコメント	制度をスタートさせた平成15年度から17年度までの間15団体24事業に対し、補助を行った。個々の事業において地域課題の改善に貢献し、団体の活動の活性化に結び付くなど、一定の成果を上げることができた。	助成金から補助金に変更した。事業の運営・実施指導等をNPO法人に委託していたが、市の直営事業にした。	団体からの企画・提案事業なので、市民ニーズ、行政ニーズとの結びつきが弱い。 NPOと行政の協働事業とこの補助制度との補助制度の整合性を図る必要がある。
54	豊中市	市民公益活動推進助成金(公募制補助金) 平成16年度	市民公益活動を推進するため	【初動支援コース】 ・市民公益活動を始めようとする団体(取り組んで3年以内の団体) ・1団体2回まで、前年度と同一事業でも応募可 【自主事業コース】 ・市民公益活動を1年以上行っている団体 ・1団体3回まで、前年度と同一事業でも応募可 両コースとも ・市内で活動する民間団体であること。 ・市が実施する他の制度による助成を受けている団体でないこと。 ・市が実施する他の制度による助成の対象となる団体でないこと。	両コースとも市民公益活動事業を対象とする(事業費的)  以下の経費は対象外 ・団体の事務所等を維持する経費 ・団体の経常的な活動に要する経費 ・団体の構成員による会合の飲食費 ・団体の構成員に対する人件費や謝礼 *ただし、上記経費であっても、当助成金対象事業に要したことが明らかに認められる場合は対象となる。	1,521  【内訳】 【初動支援コース】 100 【自主事業コース】 1,421	【初動支援コース】 補助率・・・3/4 補助金上限・・・1団体10万円 採択団体数・・・2団体応募があったうち1団体 【自主事業コース】 補助率・・・1/2 補助金上限・・・1団体50万円 採択団体数・・・10団体応募があったうち6団体  補助率の考え方・・・市民公益活動団体が自律的に発展することをめざすのもであるため、一部助成とする。	募集説明会：平成17年1月17日 募集期間：平成17年1月18日～2月15日 書類審査：平成17年2月23日 公開説明会：平成17年3月25日 交付決定：4月27日 実施期間：平成17年4月～平成18年3月 額の確定：平成18年3月～平成18年5月 報告会：平成18年6月4日	学識経験者・公募市民・市民公益活動団体の代表・事業者の代表からなる審議会による書類審査と公開説明会によるプレゼンテーションをふまえた最終審査。  審査結果の公表については、交付決定額と審査員のコメントのみ。(応募団体には審査基準ごとの点数も通知)	Webサイト、ニュースレター	一般財源	有  事業終了後に公開報告会	有  助成事業実施時に現地調査。随時電話での状況確認。事業終了後に書類検査。	無	応募団体の事業スケジュールに支障をきたさないよう、募集時期や交付決定を年度の早い段階で行う、採択事業の助成金は概算払い(前払い)可能など、応募団体に利用しやすいよう工夫をしている。一方で、審査基準のハードルが高い、手続きが煩雑であるという意見が寄せられている。	団体が助成金を事業に活用しやすいよう、概算払い(前払い)ができるようにした。	応募事業数が少なく、団体が利用しやすい制度になっているか、審査基準、補助率、手続きなどについて見直す。
55	吹田市	吹田市市民公益活動促進補助金	【背景】社会サービスの担い手、コミュニティの活性化に寄与するものとして市民公益活動団体の自立・発展が望まれているが、財政的基盤の弱い団体も多く、特に立ち上げ期など自立を促す資金的支援が必要とされていた。 【目的】市民公益活動団体を積極的に支援し育てることにより、市民公益活動のさらなる活性化と市民主体の活力ある地域社会の実現を図る	(1) スタート支援コース 設立後1年以上3年以内の団体 (2) 協働支援コース 市民公益活動団体の協働を促す事業または複数の市民公益活動団体が協働して行う事業が対象。 (3) 自主事業支援コース 設立後1年以上の団体 共通：以下の項目に全て該当する団体。 (1) 吹田市内で活動する市民公益活動団体 (2) 代表者を含め3人以上の役員がいる団体 (3) 事業計画、予算及び決算を示すことができる団体	【事業補助】補助対象となる経費は、申請される事業のみに要するもので、報償費(講師謝礼等)、旅費、需用費(印刷費、材料費、消耗品費)、役員費(通信運搬費等)、使用料等。	決算額 総事業費 2,028千円。 (補助金総額1,977千円) 審査会経費 51千円)	(1) スタート支援コース 補助率：1/2以内 補助金上限：10万円。 採用団体：応募2団体、採用0団体 (2) 協働支援コース 補助率：1/2以内 補助金上限：20万円。 採用団体：応募1団体、採用0団体 (3) 自主事業支援コース 補助率：1/2以内 補助金上限：50万円。 採用団体：応募10団体、採用7団体	募集期間：5/9～5/27 公開プレゼンテーション及び審査部会：6月5日 交付決定：7月中旬 実施期間：17年4月～18年3月 確定精算：18年4～5月 事業報告会：18年4月	市民公益活動審議会の補助金交付審査部会が公開プレゼンテーション、書類審査により審査する。  結果については、交付団体のみ事業概要と金額を公表。順位・点数・コメントは公表していない。 18年度は順位・点数等も公表予定。	ホームページ、市報など(審査内容の公表はなし)	一般財源	有	有  事業終了後 書類審査	無	平成17年度に創設し、7団体に交付した。	申請団体より見直しの提案があり、意見交換会、アンケートを実施後、18年度から、自主事業支援コースの上限を50万円から30万円に引き下げ、審査委員数を6名から10名に増加、審査採点方法を変更した。	補助金制度の周知を図るとともに、事業予算の考え方や申請にあたっての相談・支援をしていく必要がある。また、交付事業が補助期間終了後も継続事業となるようなフォローも必要である。
56	箕面市	非営利公益市民活動促進補助金(NPO補助金) 平成12年度から	【背景】「非営利公益市民活動促進補助金」は、箕面市の補助金制度の中でも特に幅広い市民の参加による市民活動団体の活動を活性化するために運用するものだが、運用にあたって市民活動団体の「自立」を促し、行政との対等なパートナーシップが構築できるような自立的成長の呼び水となる必要がある。そのためには、まず補助を受け続けることによる行政依存傾向を避けること、また特定団体の既得権益化を抑え、補助金を受ける機会の公正化を図り、新たな市民活動の成長のために補助金が支出できるよう財源を確保することが必要であった。 【目的】市民の自発的な公益活動を支援することにより、活動の活性化と団体の自立化を促進し、箕面市が元気な市民活動であふれ、市民主体のまちづくりが進展することに寄与することを目的とする。	申請できる団体は、次のすべてに該当する団体です。 ① 市内に事務所または活動の拠点があること。 ② 対象者または実施者の多くが箕面市民であること。 ③ 政治活動、宗教活動を目的としていないこと。	申請できる事業は、箕面市内で行われる、自発的かつ自立的に行う営利を目的としない公益的な活動。	3,190	補助金の種類は下記の3種類。事業費の90%を限度に補助。 ただし、国、都道府県又は市町村から他の制度による補助等を受けている場合は対象外。 ① 立上げ補助 事業の立上げ費用に対する補助。事業開始時から3年間の申請が可能。上限は30万円。 ② 拡充発展補助 事業の拡充・発展に対する補助。事業開始時から4年以降において2年間の申請が可能。上限は50万円。 ③ 継続補助 事業維持に対する補助。5年間の申請が可能。上限は20万円です。 同一事業について、上記①②③を組み合わせた場合でも、補助交付年限は最長5年間。 交付状況については、平成17年度において、33件の申請に対し、27件の交付。	募集期間：前期3月、後期8月 審査：前期4月、後期9月 交付決定：前期4月、後期9月 報告会：翌年10月	補助金交付検討会議のメンバーが審査基準によって検討し、合議により会議結果を市長に報告後、市長がその意見を基に交付決定。 審査内容は、非公開。 交付団体の団体名、事業概要、金額を公表	Webサイト、ニュースレター	一般財源	有	有  事業終了後	無	平成12年度から17年度までの間173件総額約13,000千円の補助金を交付を行ってきた。近年は新しい団体、新しい事業が増えてきている。	■平成15年度に当初の補助金交付年限3年を5年に延長 ■平成16年度において抜本的な制度改正を実施した。(補助金の種類の組み替え、上限額の引き上げ、補助限度率の設定) ■平成18年度募集から、年度前募集(前期3月)を実施	補助事業に対する評価、見直しは今のところ予定なし。

番号	自治体名	補助金制度の名称及び開始年度	補助制度の背景・目的	補助の対象となる団体	補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か)	総事業費 (千円)	補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数の中の採択団体数	スケジュール	審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数)	情報公開の方法	原資の調達(一般財源か特定財源(基金を設けて実施している事業))	成果報告の有無	確認検査の有無、有の場合、時期、方法	事業の振り返りの場の有無、有の場合、方法は	評価	見直しの経緯	今後の課題及び見直しの予定
57	広島市	公益信託「広島市まちづくり活動支援基金」 平成15年度から	【背景】広島市の「まちづくりボランティア総合支援庁内プロジェクト会議」において、ボランティア支援策の一つとして「財政的支援・支援基金の創設、運用」が、また、(財)広島市ひとまちネットワークの「ボランティア総合支援センター研究会」(市民公募による研究会)において「市民ファンドの創設」が各々提案された。 これを受けてボランティア総合支援センター課題研究会において「まちづくり活動支援基金(仮称)」のあり方、内容について検討を重ね、広島市の実施計画策定に係る企画関係者会議において、「広島市まちおこし海外派遣事業基金」を原資に基金を創設することが了承された。 実施主体は、(財)広島市ひとまちネットワークで、信託契約により(株)広島銀行に委託して基金を運用管理している。 【目的】市民による自主的なまちづくりに関する活動に係る経費の助成を行うことなどにより、社会的な課題の解決と市民活動の能力の向上を図るとともに、市民・企業・行政の協働によるまちづくりを推進し、豊かで活力のある成熟した市民社会の実現を目指す。	次の要件をいずれも満たす団体。 (1) 団体構成員の過半数が広島市民である。又は、団体の所在地が広島市にある。 (2) 特定非営利活動促進法別表(注1)に掲げる活動で広島市のまちづくりにつなげる活動を行い、かつ、同法第二条(注2)に該当する団体(ただし、法人格の有無を問わず、任意のグループでも可)であること。 注1) 保健・医療、社会教育、まちづくり、文化・スポーツ、環境保全など、17分野の活動。 注2) 営利を目的とせず、宗教・政治活動を主たる目的としない、公益を目的とする活動を行う団体。 ※イベントやものづくりなどを行う活動だけでなく、地域社会が抱えている課題を見出し解決していくための方策や計画づくりなどを行う活動も対象。 ※他の財団などから助成を受けている場合でも、活動の目的を達成するために必要であれば応募できる。	事業費的 【団体育成助成部門】 設立後3年未満の団体。これまでにこの部門の助成を受けたことのある団体は、この部門への応募はできない。 【まちづくり活動発展助成部門】 特定非営利活動を行う企画のうち、実現可能性、先駆性、独創性及び実施効果等総合的に優れたもの。 【重点分野助成部門】 特定非営利活動を行う企画のうち、本市の社会的な状況に鑑み、重点的に助成する必要があると運営委員会が認める分野のもの。 【緊急分野助成部門】 災害救援など、本市に関わる突発的な事態が生じ、緊急的に助成する必要があると運営委員会が認める分野のもの。運営委員会が必要を認めた場合に設けることができる。平成17年度は実施していない。	102,662 (創設時に広島市から支出された原資)	【団体育成助成部門】 助成上限：1団体5万円を限度に、総額50万円程度。 採択団体数：9団体応募があったうち5団体(助成総額25万円) 【まちづくり活動発展助成部門】 助成上限：1団体50万円を限度に総額300万円程度 採択団体数：31団体応募があったうち12団体(助成総額294万5千円) 【重点分野助成部門】 助成上限：1団体100万円を限度 採択団体数：6団体応募があったうち1団体(助成総額70万円)	募集期間：平成17年2月2日～3月15日 書類審査：平成17年3月下旬～4月下旬 公開審査会：平成17年5月14日 決定：平成17年5月14日 実施期間：平成17年4月～平成18年3月 中間報告会：平成17年1月26日 成果発表会：平成18年5月13日	基金運営委員による書類審査及び公開審査会 審査結果の公表については、助成部門別に順位と総得点のみ。	Webサイト 広報紙	寄附金等による一般財源	有	有 事業終了後書類を提出してもらい、検査を行う。	有 中間報告会 成果発表会で実施	公開審査会、中間報告会、成果発表会を通じて、活動ノウハウの共有化、参加団体同士の連携が生まれるとといった資金助成に留まらない効果があり、市民活動の促進が図られた。	平成18年度に、これまでの「まちづくり活動助成分野」(団体育成助成部門、まちづくり活動発展助成部門、重点分野助成部門)に加えて「まちづくり施設整備助成分野」を設けた。 この分野は、広島市の良好なまちづくりに資する施設等の新設、改修、保全等を対象に助成する。この分野の助成は、(財)民間都市開発推進機構「住民参加型まちづくりファンド支援業務」から本基金への助成金により実施されている。 平成18年度から審査結果の公表において、順位を掲載しないこととした。	寄附金等の基金財源の確保
58	松山市	NPO支援事業 平成13年度から	【背景】主体的に地域の課題解決に取り組むNPOは新しい社会サービスを提供する担い手として注目されているが、NPOの資金調達は容易ではなく、NPOの活動を活性化するために、NPOの自立や自主性に配慮した支援が必要とされていた。 【目的】本市の市民活動を促進するため、NPOが実施する事業に対して、その自主性を尊重しながら補助金を交付することにより、その団体の自立及び、継続的な活動を支援するものとする。	【立ち上がり支援】 設立後2年未満の団体 【成熟促進支援】 設立後2年以上の団体	【どちらとも】(事業費的) NPOが実施する社会一般の利益に資する非営利事業・活動であって、市長が当該活動の内容、時期、経費等がNPO活動を促進するために適当と認められた事業とする。会議費、旅費交通費、印刷製本費、通信費、謝金などの活動や事業に直接必要な経費及び事業を実施する上で必要となる人件費、光熱費等。	3,400	【立ち上がり支援】 補助率…1/2 補助金上限…1団体40万円 採択団体数…13団体応募があったうち4団体 【成熟促進支援】 補助率…1/4 補助金上限…1団体20万円、 採択団体数…2団体応募があったうち2団体 補助率の考え方…立ち上がり段階の団体には1/2、設立後2年以上の団体は立ち上がり支援団体より資金調達力はあると見込んで1/4	募集期間：4/1～4末日 書類審査：5月上旬 第2次審査：5月下旬 交付決定：6月1日 実施期間：6月～3月 額の確定：交付決定時(精算は実績報告後) 成果報告会：9月頃	書類審査及び外部審査委員を含む選考会 審査結果の公表については、各自の得点(項目毎)、合格最高及び最低得点、審査員のコメント。	Webサイト	一般財源	有 中間及び事業終了後 中間は現地調査や電話等での聞き取り、事業終了後書類検査	無	制度をスタートさせた平成13年度から17年度までの間28団体に対し、補助を行ってきた。 これら団体のほとんどが現在活発な活動を継続しており一定の成果を上げることができた。 【成熟促進支援】 設立2年以上を3年以上へ。補助率1/4から1/2へ。上限20万円から30万円へ。応募資格として登録の条件を設けた。	市の一般財源から、基金を活用した助成制度へ。 【立ち上がり支援】 設立2年未満から3年未満へ。補助率1/2から2/3へ。 【成熟促進支援】 設立2年以上を3年以上へ。補助率1/4から1/2へ。上限20万円から30万円へ。応募資格として登録の条件を設けた。	平成18年度から、あらたに「市民活動推進補助金」制度を開始。「市民活動推進基金」を活用した助成制度。	
59	福岡市	福岡市NPO活動推進補助金 平成16年度から	NPO法人に対する寄付について、税の優遇措置がない現在、市が寄付の受け皿になることにより、NPOへの寄付を促進し、併せて寄付を原資として助成することにより、NPOを財政的に支援することを目的とする。	本市に登録したNPO法人 【登録要件】 ・NPO法人であること ・主たる又は従たる事務所が市内にあること ・活動区域が市内であることなど	(事業費的) 地域社会の発展に資すると認められるNPO活動の事業費の一部を補助する。ただし、市外で実施される事業、法人運営の経常的な経費等は補助の対象としない。	2,454 ※審査会運営費等含む	補助率…設けていない 補助金上限…1団体50万円。ただし寄付金の活用先として希望があった団体の場合は200万円。 採択団体数…10団体応募があったうち3団体	募集期間：7/15～7/29 事業説明及び審査会：8/18 交付決定：8/26 実施期間：交付決定後～3月 額の確定：3月 成果報告会：10月(予定)	【審査方法】 書類審査及び第三者委員による審査会 【結果の公表項目】 審査委員のコメントを公表。補助金交付団体については、得点、順位も公表している。	審査会で審査結果を発表。審査会の内容・結果については、市ホームページで公開している。	特定財源 (福岡市NPO活動支援基金を設置し、市民からの寄付を受け入れている。)	有	有 事業終了後、書類検査	無	平成16年度、17年度の2年間で合計6団体への助成を行った。 補助金応募資格となる、団体登録の要件のうち、事務所所在地の要件を緩和。 「主たる事務所が市内にあること」 ↓ 「主たる又は従たる事務所が市内にあること」	寄付を促進させるため、NPO活動及び基金制度の周知を図る必要がある。	
60	北九州市	まちづくりステップアップ事業 平成16年度	【背景】平成13年度から実施してきた「わがまちづくり支援事業」においては、市民のまちづくりに向けての自主的、主体的な活動の芽を育むことを目的に、各種事業を幅広く支援してきた。この結果、市民の自主的、主体的なまちづくりの意識、気運は着実に浸透してきた。この状況を鑑み、従来の個々の取組を基本に置きつつ、一層のまちづくり機能の向上を誘導するため、連携・協働による新たなまちづくりの取組をその支援の中心に位置づける「まちづくりステップアップ事業」を展開する。 【目的】 市民が主体的に取り組む地域の特性を活かした自主事業や団体相互間の連携、協働による新たなまちづくりの活動を支援することにより、市民主体のまちづくりを推進する。	次のいずれにも該当する団体。 ①市内で活動している団体又は今後活動を行うとする団体であること。 ②特定の政党若しくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に関係のある団体でないこと。 ③営利を目的とした団体でないこと。 ④その他助成を行うことが不適当と認められる団体でないこと。	市民が主体的に取り組むまちづくり活動で地域の活性化や連携・協働による活動の促進につながるような活動及び事業とする。 ①地域におけるまつり、まちづくりにつなげるイベント ②まちづくりに関する講演・講座・研修 ③コミュニティビジネスに関する事業 ④地域の歴史の調査・研究、文化の振興に関する事業 ⑤環境保全・自然保護に関する事業 ⑥国際交流・国際協力に関する事業 ⑦子どもの健全育成・子育てに関する事業 ⑧その他市長が特に認めたもの	11,800	【補助金の額】 1団体に対する補助金の額は、補助の対象となる事業に要する経費のうち、補助の対象となる経費の2分の1以内とする。【補助上限額】 30万円 【申請団体数】 83 【助成団体数】 63	申込期間：4/1～4/19 各区における審査委員会：4月下旬～5月中旬 事業実施：審査委員会の交付決定後随時	【審査方法】 各区の審査委員会独自の基準等による(委員は各区とも3名)。 【審査結果の公表項目】 審査結果については特に公表していない。	【募集について】 市のホームページ、広報紙、チラシ	一般財源	各区の判断によって実施している。 別途、全事業について事業報告書を提出してもらう。	有 実績報告書の提出(事業終了後)	無	制度の定着により、市民主体のまちづくりに一定の効果を得られていると考えている。	見直しは行っていない。 【今後の課題】 地縁組織等の申請が増加している一方で、NPOからの申請が減少してきている。 【見直しの予定】 見直しの是非を含めて検討を行う予定。	

番号	自治体名	補助金制度の名称及び開始年度	補助制度の背景・目的	補助の対象となる団体	補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か)	総事業費 (千円)	補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数の中の採択団体数	スケジュール	審査方法及び審査結果の公表 項目(順位、点数)	情報公開 の方法	原資の調達(一般 財源か特定財源 (基金を設けて 実施している事 業))	成果報告会 の有無	確認検査の 有無、有の 場合、時期、 方法	事業の振り返 りの場の有 無、有の場合 は方法	評価	見直しの経緯	今後の課題及び見直しの 予定
61	佐世保市	人材育成支援事業補助金 平成16年度から	【背景】 市民公益活動団体の会員が団体の活性化のために、首都圏などで開催される研修等に参加しようとしても、経費の負担が重く、団体の人材育成が進みにくい状況にあった。 【目的】 市内の市民公益活動団体が人材育成を積極的に進め、それらの団体の理事または役員及び会員が事業の企画、実行や団体の運営実務に資するための能力を身につけることにより、団体の発展と地域社会の活性化に寄与すること	特定非常活動促進法に基づき、内閣府または長崎県の認証を受けた特定非常活動法人のうち、市内に主たる事務所を置く団体、または、法人認証の有無を問わず、原則として市民公益活動を1年以上にわたり展開しており、本市内に主たる事務所を置く団体	市民公益活動団体の理事または役員及び会員が、指定NPO等(本市で任意に指定した中間支援NPO等)やその他市長が認める機関において実施される研修等に参加した際に要した経費を受けるための受講料が該当。	500	補助対象経費の1/2 ただし、1団体あたり年間2名以内を補助対象者とし、補助対象限度額は1名あたり5万円を上限とする。  【平成17年度】 申請のあった7団体11名に補助	随時募集	決裁 (審査会は開催しない)	特になし (今後は「実績」についてWebサイト等に掲載する)	一般財源	無	有 研修終了後に、受講報告書、研修資料等の提出	無	平成16年度からの2年で、9団体15名に対し、補助を行った。利用団体からの評判はよく、団体の人材育成促進について、寄与することができた。	補助対象を「研修」と限定していたが、平成17年度より「研修やフォーラム等」への参加も対象に拡大した。	平成17年度から補助対象を拡大したことで利用が増加したが、今後もPRが必要である。
62	那覇市	元気づくり21事業費補助金 平成17年度	市民公益活動の推進	市民公益活動団体であって、次に掲げる要件に該当することを必要とする。 ・設立から1年以上経過し、活動を継続している団体であること。 ・事務所を市内に有する団体であること。	市民公益活動事業を対象とする(事業費補助)  以下の経費は対象外 ・団体の経常的な活動に要する経費 ・食糧費 ・不動産及び備品の購入費 ・申請事業以外の事業と共通する事業費等	2,349	補助率…補助対象経費の1/2 補助金上限…1団体1事業 20万円 採択団体数…14団体応募(14団体採択)	募集説明会：平成17年4月21日・22日 募集期間：平成17年5月9日～5月20日 公開説明会：平成17年6月5日 交付決定：4月27日 実施期間：～平成18年3月 報告会：平成18年4月23日	・公開プレゼンテーションを踏まえた審査員(行政職員5名)による公開ヒアリング ・集計点数に基づく採択事業確定協議(審査委員及び担当)	なし	一般財源	有 公開報告会開催(次年度4月)	有 必要なものについて助成事業実施時に現地調査  事業終了後に書類検査	無	【補助事業について】 ・活動団体の自立を促すきっかけとなった 【実施方法について】 ・公開ヒアリング時の採点方法が明確でない ・市職員以外の人を審査会委員に入れたほうがよい ・事業振り返りを実績報告に入れたほうがよい	実施方法について18年度から一部見直し実施	
63	那覇市	公益信託 那覇市NPO活動支援基金 (1999年基金設立)	【背景】第3次総合計画(1998～2007年)の中で、市民・事業者・行政のパートナーシップによる「協働型まちづくり」を提唱した。 この協働型まちづくりを築いていくために、市民活動を支援することを決め、2000年1月にNPO活動支援センターを設立。資金支援として当基金を設立した。 【目的】市民活動団体に対する助成を行うことによって、那覇市の自治都市の実現および協働型のまちづくりを推進する。	主として、那覇市において社会貢献活動を行う団体	市民活動団体の活動に対する助成	6,000万 *年間約300万の取り崩し	(助成団体数)/(申請団体数) ・10万円コース:3/3 ・20万円コース:6/18 ・50万円コース:3/19	募集期間:5/1～6/15 公開審査会及び助成団体決定:7月9日 実施機関:交付決定後～3月 成果報告会:次年度の公開審査会	審査員9名による当日公開審査(各コース、時点3点/1人)即日決定	文書	那覇市出資による公益信託基金	有 (次年度の公開審査会で報告)	有 事業終了後書類検査	有 (次年度の公開審査会で、審査員のコメント)	1999年(H11)にスタートしてから7回目(H17)。232団体のNPOが申請し、102団体へ助成を行ってきた。 成果の見せ方がまだ課題である。	18年度はコース名を「まずはやろうコース」「いっちょやったるぞ!コース」「はっちりやったるぞ!コース」に変更。	・高額助成の申請が増え、10万円コースへの申請が減少していることなどから、コース設定を見直す必要があるのではないか。 ・公益信託とはいえ、ほとんど果実の無い現状で今後の基金のあり方はどうしたらよいのか。 ・市への提案型の協働事業の実施の際(まだ公募提案型の制度はない)、本基金の活用ができないか。